

筑西広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の任用に関する規則

令和4年2月25日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員の任用は、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者を公募し、選考により行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。

(1) 会計年度任用職員としての勤務の実績（以下「勤務実績」という。）に基づき能力の実証を行うことができると任命権者が認める場合

(2) 職務の性質上、公募により難いと任命権者が認める場合

(3) 早急に配置の必要性が認められる場合

3 前項の規定（同項第1号に掲げる場合に限る。）による任用は、次の各号のいずれの事項にも該当する者に限るものとする。

(1) 勤務実績が良好であること。

(2) 当該任用に係る職務の内容が勤務実績に係る職務の内容と同一であること。

(3) 勤務実績に係る期間において法第29条の規定による懲戒処分を受けていないこと。

4 前3項に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用の手続及び選考の方法については、任命権者が別に定める。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。